



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目次 (※については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 教育委員会規則	
※1 和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則	 1
※2 和歌山県立高等学校の通信教育に関する規則の一部を改正する規則	 4
○ 告示	
※207 平成29年和歌山県告示第512号 (和歌山県屋外広告物条例施行規則別表第2に規定する知事が指定する特産品、知事が指定する地域及び知事が指定する観光施設又は観光地点の指定) の一部改正	(都市政策課) 4

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第1号

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立高等学校規則 (昭和29年和歌山県教育委員会規則第11号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																		
(入学金の納付) 第28条の 2 略 2 前項の規定にかかわらず、入学金は、電子情報処理組織（和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年和歌山県条例第50号。次項において「情報通信技術活用条例」という。）第3条第1項に定めるものをいう。次項において同じ。）を使用し、同条第5項の規定による方法で納付することができる。この場合においては、別記第5号様式による誓約書に証紙を貼り付けることを要しない。 3 前項の方法により入学金を納付しようとする者は、情報通信技術活用条例第3条第1項の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法により申し込むものとする。その申込みに関し必要な事項等については、教育委員会が別に定める。	(入学金の納付) 第28条の 2 略																																		
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）																																		
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>課程等</th><th>設置学科</th></tr><tr><td rowspan="2">和歌山県立橋本高等学校</td><td rowspan="2">橋本市古佐田四丁目10番1号</td><td rowspan="2">全日制</td><td>普通</td></tr><tr><td>探究</td></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr><tr><td rowspan="2">和歌山県立新宮高等学校</td><td rowspan="2">新宮市神倉三丁目2番39号</td><td rowspan="2">全日制</td><td>普通</td></tr><tr><td>学彩探究</td></tr></table>	名称	位置	課程等	設置学科	和歌山県立橋本高等学校	橋本市古佐田四丁目10番1号	全日制	普通	探究	略				和歌山県立新宮高等学校	新宮市神倉三丁目2番39号	全日制	普通	学彩探究	<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>課程等</th><th>設置学科</th></tr><tr><td>和歌山県立橋本高等学校</td><td>橋本市古佐田四丁目10番1号</td><td>全日制</td><td>普通</td></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr><tr><td>和歌山県立新宮高等学校</td><td>新宮市神倉三丁目2番39号</td><td>全日制</td><td>普通</td></tr></table>	名称	位置	課程等	設置学科	和歌山県立橋本高等学校	橋本市古佐田四丁目10番1号	全日制	普通	略				和歌山県立新宮高等学校	新宮市神倉三丁目2番39号	全日制	普通
名称	位置	課程等	設置学科																																
和歌山県立橋本高等学校	橋本市古佐田四丁目10番1号	全日制	普通																																
			探究																																
略																																			
和歌山県立新宮高等学校	新宮市神倉三丁目2番39号	全日制	普通																																
			学彩探究																																
名称	位置	課程等	設置学科																																
和歌山県立橋本高等学校	橋本市古佐田四丁目10番1号	全日制	普通																																
略																																			
和歌山県立新宮高等学校	新宮市神倉三丁目2番39号	全日制	普通																																

		略	略
略			

備考 略

		略	略
略			

備考 略

別記第5号様式を次のように改める。

別記第5号様式(第22条、第28条の2関係)

誓 約 書

和歌山県立 高等学校長 様

和歌山県証紙

☐ 電子納付

このたび御校へ入学を許可されました上は、御校の規則等を固く守ることをお誓いいたします。

年 月 日

本人氏名

上記の者御校在学中は、御校規則等を固く守らせ、同人の身上に関する一切の事件は、私においてお引き受けいたします。

年 月 日

保護者 住 所

氏 名

備考

- 1 全日制課程において入学金を和歌山県証紙で納める場合は、所定の入学金に相当する額の和歌山県証紙を貼り付けるものとし、保護者は消印しないこと。入学金を第28条の2第2項の方法(以下「電子納付」という。)により納める場合は、電子納付による入学金の納付が完了した後、「電子納付」の□欄にレ印を記入するものとし、この場合は、和歌山県証紙の貼り付けは不要とする。
- 2 入学を許可された者が成年に達した者である場合にあっては、本人のみが署名すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県教育委員会規則第2号

和歌山県立高等学校の通信教育に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

和歌山県立高等学校の通信教育に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県立高等学校の通信教育に関する規則（昭和35年和歌山県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第19条 削除	(授業料の有効期間等) 第19条 授業料の有効期間は、それぞれの受講科目につき、2年とする。ただし、休学の期間は含まない。 2 前項の有効期間を経過した生徒については、除籍することができる。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第207号

平成29年和歌山県告示第512号（和歌山県屋外広告物条例施行規則別表第2に規定する知事が指定する特産品、知事が指定する地域及び知事が指定する観光施設又は観光地点の指定）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

第1項の表農林水産物の部オリーブの項中「白浜町」を「和歌山市 白浜町」に改め、同表農林水産物以外のものの部家具・建具の項の次に次のように加える。

かつお節	印南町
------	-----

第1項の表農林水産物以外のものの部^{ひわだぶ}檜皮葺きの項の次に次のように加える。

髻付け油	和歌山市
------	------